

(別紙)

「住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第7項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和4年国住政第19号・国住生第75号・国住指第127号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">国土交通省住宅局住宅経済・法制課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: right;">住宅生産課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: right;">建築指導課長 (公印省略)</p> <p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第7項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p>1. ～11. (略)</p> <p>12. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について 平成20年国土交通省告示第513号(以下12.において「平成20年告示」という。)において住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する改修工事について、<u>平成26年国土交通省告示第435号</u>において住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当する改修工事について、それぞれ規定されている。 住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する工事を行った</p>	<p style="text-align: right;">国土交通省住宅局住宅企画官</p> <p style="text-align: right;">住宅生産課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: right;">建築指導課長 (公印省略)</p> <p>住宅の増改築等の工事又は買取再販住宅の取得を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第18項及び第19項並びに第19条の11の3第1項から第7項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類並びに既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る同規則第19条の11の2第1項の規定に基づき同条第2項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>(略)</p> <p>1. ～11. (略)</p> <p>12. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について 平成20年国土交通省告示第513号(以下12.において「平成20年告示」という。)において住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する改修工事について、<u>平成26年国土交通省告示第435号</u>(以下12.において「平成26年告示」という。)において住宅ローン控除制度(買取再販住宅の取得)に係る第6号工事に該当する改修工事について、それぞれ規定されている。 住宅ローン控除制度(増改築等)に係る第6号工事に該当する工事を行った</p>

場合は、住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、宅地建物取引業者が住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当する工事で一定の要件を満たすものを行った一定の家屋を取得した場合は、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(3)の各要件を満たす工事を行う必要がある。住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当するためには、(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(4)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)（買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度については(1)）の各要件を満たす工事である必要がある。

- (1) 改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

		熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等		
イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事 (別表1の8地域を除く。)	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）第1項(3)イの表に掲げる基準値以下	
別表1の8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置	

場合は、住宅の増改築等に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。また、宅地建物取引業者が住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当する工事で一定の要件を満たすものを行った一定の家屋を取得した場合は、買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度の適用を受けることができる。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事に該当するためには、①(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(3)の各要件を満たす工事を行う必要がある。住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事に該当するためには、(i)全ての居室の全ての窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)の各要件を満たす工事、又は②(i)居室の窓若しくは(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(4)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)全ての居室の全ての窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(1)及び(2)（買取再販住宅の取得に係る住宅ローン控除制度については(1)）の各要件を満たす工事である必要がある。

- (1) 改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

		熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等		
イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性を高める工事 (別表3の8地域を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事にあっては、平成20年告示別表1-1-1の基準値以下 住宅ローン控除制度（買取再販住宅の取得）に係る第6号工事にあっては、平成26年告示別表1-1-1の基準値以下 	
別表3の8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置	

					<u>骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあつては平成 26 年告示別表 4 の基準値以上)</u>
④床等の断熱性を高める工事		住宅仕様基準第 1 項 (2) ロ (イ) の表に掲げる基準値以上	④床等の断熱性を高める工事		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン控除制度 (増改築等) に係る第 6 号工事にあつては、平成 20 年告示別表 3 の基準値以上 ・住宅ローン控除制度 (買取再販住宅の取得) に係る第 6 号工事にあつては、平成 26 年告示別表 3 の基準値以上
<p>備考</p> <p>(i) ①から④までの工事 (①イの「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。) は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。</p> <p>ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。</p> <p>①の工事 居室の外気に接する窓 (既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。)</p> <p>②の工事 屋根 (小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)、屋根の直下の天井又は外気等 (外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。) に接する天井</p> <p>③の工事 外気等に接する壁</p> <p>④の工事 外気等に接する床 (地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの (以下「土間床等」という。)) を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎を含む。)</p> <p>※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分 (住宅仕様基準第 1 項 (1) に掲げる部分) を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位 			<p>備考</p> <p>(i) ①から④までの工事 (①イの「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。) は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。</p> <p>ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。</p> <p>①の工事 居室の外気に接する窓 (既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。)</p> <p>②の工事 屋根 (小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)、屋根の直下の天井又は外気等 (外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。) に接する天井</p> <p>③の工事 外気等に接する壁</p> <p>④の工事 外気等に接する床 (地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの (以下「土間床等」という。)) を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎を含む。)</p> <p>※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分 (住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号) 第 1 項 (1) に掲げる部分) を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位 		

- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

(ii) (略)

(削る)

(iii) (略)

(2) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が以下のとおり上がると認められること。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級*が現状から一段階相当（例：等級2→等級3、等級3→等級4）以上上がると認められること。

平成20年告示第2項第1号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており（別表1に掲げる地域区分及び改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じて、改修を行うべき部位の組み合わせが異なる。）、その内容は別表2に示す全ての組み合わせである。

※ 断熱等性能等級について

平成20年告示においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級により、改修工事前の住宅の断熱等性能等級を区分している。

- ・ 日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」

断熱等性能等級	相当する省エネルギー基準
等級4	平成28年省エネルギー基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号） ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号） ・ 住宅仕様基準

- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

(ii) (略)

(iii) ②から④までの工事については、平成20年告示別表3において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表1に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、平成20年告示別表4において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表2に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(iv) (略)

(2) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が以下のとおり上がると認められること。

住宅ローン控除制度（増改築等）に係る第6号工事については、改修後の住宅全体の断熱等性能等級*が現状から一段階相当（例：等級2→等級3、等級3→等級4）以上上がると認められること。

平成20年告示第2項第1号に、上記の要件に該当する工事の組み合わせが規定されており（別表3に掲げる地域区分及び改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じて、改修を行うべき部位の組み合わせが異なる。）、その内容は別表4に示す全ての組み合わせである。

※ 断熱等性能等級について

平成20年告示においては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級により、改修工事前の住宅の断熱等性能等級を区分している。

- ・ 日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」

断熱等性能等級	相当する省エネルギー基準
等級4	平成28年省エネルギー基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号） ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号） ・ 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及

等級 3	平成 4 年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成 4 年通商産業省・建設省告示第 2 号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成 4 年建設省告示第 451 号）
等級 2	昭和 55 年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（昭和 55 年通商産業省・建設省告示第 1 号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（昭和 55 年建設省告示第 195 号）
等級 1	昭和 55 年省エネルギー基準に満たないもの

※ 昭和 55 年省エネルギー基準及び平成 4 年省エネルギー基準は、現在廃止されている。

※ なお、断熱等性能等級は、日本住宅性能表示基準において上記の等級のほか、等級 4 を超える等級として、等級 5、等級 6 及び等級 7 が設けられている。

(3)・(4) (略)

13. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

(1) 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について平成 21 年国土交通省告示第 379 号（以下 17. (3)において「平成 21 年告示」という。）において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、①(i)窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の 1 つ以上に該当する改修工事で、次の要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の 1 つ以上に該当する工事で、改修を行う各部位がいずれも平成 28 年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となる必要がある。

具体的には改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等	

	<u>び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第 266 号）</u>
等級 3	平成 4 年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成 4 年通商産業省・建設省告示第 2 号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成 4 年建設省告示第 451 号）
等級 2	昭和 55 年省エネルギー基準 ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（昭和 55 年通商産業省・建設省告示第 1 号） ・住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（昭和 55 年建設省告示第 195 号）
等級 1	昭和 55 年省エネルギー基準に満たないもの

※ 昭和 55 年省エネルギー基準及び平成 4 年省エネルギー基準は、現在廃止されている。

※ なお、断熱等性能等級は、日本住宅性能表示基準において上記の等級のほか、等級 4 を超える等級として、等級 5、等級 6 及び等級 7 が設けられている。

(3)・(4) (略)

13. 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

(1) 一般断熱改修工事等の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について平成 21 年国土交通省告示第 379 号（以下 13. 及び 17. (3)において「平成 21 年告示」という。）において、一般断熱改修工事等について規定されている。

この工事に該当するためには、①(i)窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の 1 つ以上に該当する改修工事で、次の要件を満たす工事を行う必要がある。

改修工事を行った家屋が低炭素建築物の認定を受けた場合であっても、(i)窓、又は(i)と併せて行う(ii)天井等、(iii)壁、(iv)床等の 1 つ以上に該当する工事で、改修を行う各部位がいずれも平成 28 年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となる必要がある。

具体的には改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等	

窓の断熱性を高める工事 (別表1の8地域を除く。)	住宅仕様基準第1項(3)イの表に掲げる基準値以下		窓の断熱性を高める工事 (別表3の8地域を除く。)	平成21年告示別表1-1の基準値以下	
別表1の8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置		別表3の8地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置	
窓の日射遮蔽性を高める工事	住宅仕様基準第1項(3)ロの表の8の項の右欄に掲げる事項に該当		窓の日射遮蔽性を高める工事	平成21年告示別表1-2に該当	
	熱貫流率	熱抵抗		熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性を高める工事		住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上	②天井等の断熱性を高める工事		平成21年告示別表3の基準値以上
③壁の断熱性を高める工事	住宅仕様基準第1項(2)イの表に掲げる基準値以下	住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上(鉄骨造で充填断熱工法にあっては住宅仕様基準第1項(2)ロ(ロ)の表に掲げる基準値以上)	③壁の断熱性を高める工事	平成21年告示別表2の基準値以下	平成21年告示別表3の基準値以上(鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては平成21年告示別表4の基準値以上)
④床等の断熱性を高める工事		住宅仕様基準第1項(2)ロ(イ)の表に掲げる基準値以上	④床等の断熱性を高める工事		平成21年告示別表3の基準値以上
備考 (削る)	備考 (i) ②から④までの工事は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。 ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外の対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。 ②の工事 屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。)、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しく				

(削る)

(i) (略)

(2) エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

① エネルギー使用合理化設備

租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号）において、エネルギー使用合理化設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表13-1に掲げる機器である。
表13-1 エネルギー使用合理化設備の機器概要

機器名	概要
太陽熱利用冷温熱装置	以下の1又は2のいずれかに該当するもの。 1 冷暖房等及び給湯用のうち、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以

は天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事 外気等に接する壁

④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(i)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

(ii) ②から④までの工事については、平成21年告示別表3において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表1に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、平成21年告示別表4において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表2に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(iii) (略)

(2) エネルギー使用合理化設備設置工事又は太陽光発電設備設置工事の適用対象工事に該当するか否かの判断基準について

① エネルギー使用合理化設備

租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号）において、エネルギー使用合理化設備について規定されている。この設備に該当する機器は、表13-1に掲げる機器である。
表13-1 エネルギー使用合理化設備の機器概要

機器名	概要
太陽熱利用冷温熱装置	以下の1又は2のいずれかに該当するもの。 1 冷暖房等及び給湯用のうち、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以

	<p>下「日本産業規格」という。) A4112 に適合するもの (蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A4113 に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。)</p> <p>2 給湯用のうち、日本産業規格 A4111 に適合するもの。</p>		<p>下「日本産業規格」という。) A4112 に適合するもの (蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格 A4113 に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。)</p> <p>2 給湯用のうち、日本産業規格 A4111 に適合するもの。</p>
潜熱回収型給湯器	<p>ガス又は灯油の消費量が 70kW 以下のものであり、かつ、日本産業規格 S 2109 又は S 3031 に定める試験方法により測定した場合における熱効率が 90% 以上のもの。</p>	潜熱回収型給湯器	<p>ガス又は灯油の消費量が 70kW 以下のものであり、かつ、日本産業規格 S 2109 又は S 3031 に定める試験方法により測定した場合における熱効率が 90% 以上のもの。</p>
ヒートポンプ式電気給湯器	<p>定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が 3.5 以上のもの。</p>	ヒートポンプ式電気給湯器	<p>定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が 3.5 以上のもの。</p>
燃料電池コージェネレーションシステム	<p>発電及び給湯用のうち、以下の 1 又は 2 のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 固体高分子形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 62282-3-201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kW 以上 1.5kW 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 50℃以上、発電効率が 35%以上及び総合効率が 85%以上のもの。</p> <p>2 固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 62282-3-201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kW 以上 1.5kW 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 60℃以上、発電効率が 40%以上及び総合効率が 85%以上のもの。</p>	燃料電池コージェネレーションシステム	<p>発電及び給湯用のうち、以下の 1 又は 2 のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 固体高分子形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 62282-3-201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kW 以上 1.5kW 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 50℃以上、発電効率が 35%以上及び総合効率が 85%以上のもの。</p> <p>2 固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格 C 62282-3-201 に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が 0.5kW 以上 1.5kW 以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が 60℃以上、発電効率が 40%以上及び総合効率が 85%以上のもの。</p>
ガスエンジン給湯器	<p>ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本産業規格 B 8122 に定める試験方法により測定した場合における総合効率が 85%以上のものであり、かつ、貯湯容量が 90 リットル以上の貯湯槽を有するもの。</p>	ガスエンジン給湯器	<p>ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本産業規格 B 8122 に定める試験方法により測定した場合における総合効率が 85%以上のものであり、かつ、貯湯容量が 90 リットル以上の貯湯槽を有するもの。</p>
エアコンディショナー	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C 9901 に定める省エネルギー基準達成率が 114%以上のもの。</p>	エアコンディショナー	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格 C 9901 に定める省エネルギー基準達成率が 114%以上のもの。</p>

(※) 令和4年経済産業省・国土交通省告示第4号による改正により、令和5年1月1日以降ガスエンジン給湯器は対象外。

②・③ (略)

14. ～16. (略)

17. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上特定改修工事特別控除制度及びその他工事等特別税額控除制度における標準的な費用の額の算定について

(略)

(1) 住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額

租税特別措置法施行令第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成21年国土交通省告示第383号）において定めるとおり、以下の表1又は表2(※)の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

※ 令和4年国土交通省告示第726号による改正により木造の住宅(以下「木造住宅」という。)以外の住宅の一部工事に係る単価及び工事区分が変更され、令和4年1月1日から同年12月31日までに住宅耐震改修を完了した場合は表1に、令和5年1月1日から同年12月31日までに住宅耐震改修を完了した場合は表2により算出する。

表1：令和4年1月1日から同年12月31日までに住宅耐震改修した場合

木造住宅の基礎に係る耐震改修	15,400円	当該家屋の建築面積(単位㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改	22,500円	当該家屋の床面積(単位㎡)

(新設)

②・③ (略)

14. ～16. (略)

17. 耐震改修特別控除制度、バリアフリー特定改修工事特別控除制度、省エネ特定改修工事特別控除制度、同居特定改修工事特別控除制度、耐久性向上特定改修工事特別控除制度及びその他工事等特別税額控除制度における標準的な費用の額の算定について

(略)

(1) 住宅耐震改修及び対象住宅耐震改修の標準的な費用の額

租税特別措置法施行令第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額（平成21年国土交通省告示第383号）において定めるとおり、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じて得た金額とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

マンション及び共有住宅については、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額を確認されたい。例えば、マンションにおいて住宅耐震改修の費用を修繕積立金から支出した場合には、区分所有者ごとの修繕積立金の拠出割合に応じて各区分所有者が負担したことになるので留意する。この場合における標準額の算出については、上記の方法により算出した合計額に全体工事費用のうち申請者が負担した割合を乗じた額が、その者の標準額となる。

(新設)

(新設)

修		
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円	当該耐震改修の施工面積 (単位㎡)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100円	当該家屋の床面積 (単位㎡)

表2：令和5年1月1日から同年12月31日までに住宅耐震改修した場合

木造住宅の基礎に係る耐震改修	15,400円	当該家屋の建築面積 (単位㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円	当該耐震改修の施工面積 (単位㎡)
木造住宅の基礎、壁又は屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、鉄板その他の補強材を柱に巻き付けるもの (以下「柱巻補強工事」という。)	1,434,500円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修のうち、柱巻補強工事以外のもの	33,100円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の免震工事	591,500円	当該耐震改修の箇所数

(新設)

木造の住宅 (「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	15,400円	当該家屋の建築面積 (単位㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円	当該耐震改修の施工面積 (単位㎡)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円	当該家屋の床面積 (単位㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100円	当該家屋の床面積 (単位㎡)

木造住宅以外の住宅の壁若しくは柱に係るもの又は免震工事以外の耐震改修	20,700円	当該家屋の床面積（単位㎡）
------------------------------------	---------	---------------

- (2) (略)
- (3) 一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額
 租税特別措置法施行令第26条の28の5第4項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める件（平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号）において以下のように定められている。

① 一般断熱改修工事等

法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第10項第1号に掲げる一般断熱改修工事等の標準的な費用の額については、次の表の左欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成21年告示第1項第1号に定める工事は、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

工事の種別及び地域区分	金額 (床面積1㎡につき)	割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、	6,300円	外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）

- (2) (略)
- (3) 一般断熱改修工事等及び対象一般断熱改修工事等の標準的な費用の額
 租税特別措置法施行令第26条の28の5第4項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める件（平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号）において以下のように定められている。

① 一般断熱改修工事等

法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第10項第1号に掲げる一般断熱改修工事等の標準的な費用の額については、次の表の左欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の右欄に定める割合を乗じて得た金額（当該一般断熱改修工事等を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算するものとする。また、当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人が家屋のその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

ここで、窓の断熱改修について、右欄に定める割合を乗じることとされているのは、平成21年国土交通省告示第379号第1項第1号に定める工事は、全ての居室の全ての窓の改修工事が行われることを前提としていないためである。

工事の種別及び地域区分	金額 (床面積1㎡につき)	割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（別表3の1か	6,300円	外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち上欄に掲げる工事を

ガラスの交換(別表1の1から8地域まで)		のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合	ら8地域まで)		行ったものの面積の合計を、外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(別表1の1、2又は3地域)	11,300円		平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(別表3の1、2又は3地域)	11,300円	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(別表1の4、5、6及び7地域)	8,100円		平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(別表3の4、5、6及び7地域)	8,100円	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表1の1、2、3及び4地域)	19,000円		平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表3の1、2、3及び4地域)	19,000円	
平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表1の5、6及び7地域)	15,000円		平成21年告示に規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(別表3の5、6及び7地域)	15,000円	
平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事(別表1の1から8地域まで)	2,700円	1	平成21年告示に規定する天井等の断熱性を高める工事(別表3の1から8地域まで)	2,700円	1
平成21年告示に規定する壁の断熱性を高める工事(別表1の1から8地域まで)	19,400円	1	平成21年告示に規定する壁の断熱性を高める工事(別表3の1から8地域まで)	19,400円	1
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事(別表1の1、2及び3地域)	5,800円	1	平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事(別表3の1、2及び3地域)	5,800円	1
平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事(別表1の4、5、6及び7地域)	4,600円	1	平成21年告示に規定する床等の断熱性を高める工事(別表3の4、5、6及び7地域)	4,600円	1
② エネルギー使用合理化設備設置工事 法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の			② エネルギー使用合理化設備設置工事 法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の		

額のうち、同条第10項第2号に掲げるエネルギー使用合理化設備設置工事の標準的な費用の額については、表17-1の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号。以下②において単に「設備告示」という。）第1項第1号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

※ 令和4年経済産業省・国土交通省告示第4号により、一部の工事に係る令和5年1月1日以降に居住の用に供した場合の単価が改定された。右欄に括弧書きがあるものが改定が生じた工事であり、令和4年1月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合は括弧内の額、令和5年1月1日以降に居住の用に供した場合は括弧外の額により算出する。（表17-3においても同様。）

表 17-1 標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第1項第1号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器1㎡につき 151,600円
設備告示第1項第2号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	1件につき 365,400円
設備告示第2項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	1件につき 49,700円 (75,200円)
設備工事第3項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	1件につき 412,200円

額のうち、同条第10項第2号に掲げるエネルギー使用合理化設備設置工事の標準的な費用の額については、表17-1の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（租税特別措置法施行令第26条の28の5第18項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号。以下②において単に「設備告示」という。）第1項第1号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて計算するものとする。また、当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

(新設)

表 17-1 標準的なエネルギー使用合理化設備設置工事費用相当額

工事の種類	単位あたり金額
設備告示第1項第1号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器1㎡につき 151,600円
設備告示第1項第2号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	1件につき 365,400円
設備告示第2項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	1件につき 75,200円
設備工事第3項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	1件につき 412,200円

設備告示第4項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1件につき 789,800円 <u>(1,057,200円)</u>
設備告示第5項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	<u>適用外(※)</u> <u>(458,300円)</u>
設備告示第6項に規定するエアコンディショナーの設置工事	1件につき 88,600円

※ 令和4年経済産業省・国土交通省告示第4号による改正により、令和5年1月1日以降ガスエンジン給湯器の項目は廃止。

③ 太陽光発電設備設置工事

法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用のうち、同条第10項第3号に掲げる太陽光発電設備設置工事の標準的な費用の額については、表17-2の金額(表17-3に掲げる(i)から(iv)の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額)に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額(表17-3(v)の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に106,800円を加算した金額)となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

表17-2 標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額
(略)

表17-3 特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	1単位あたり金額
(i) 安全対策工事	37,600円/kW
(ii) 陸屋根防水基礎工事	55,500円/kW <u>(44,000円/kW)</u>

設備告示第4項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	1件につき 1,057,200円
設備告示第5項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	1件につき 458,300円
設備告示第6項に規定するエアコンディショナーの設置工事	1件につき 88,600円

(新設)

③ 太陽光発電設備設置工事

法第41条の19の3第2項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用のうち、同条第10項第3号に掲げる太陽光発電設備設置工事の標準的な費用の額については、表17-2の金額(表17-3に掲げる(i)から(iv)の特殊工事を併せて行う場合には、当該金額に特殊工事の種類毎に定めた金額を加算した金額)に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュールの出力を乗じて計算した金額(表17-3(v)の幹線増強工事を併せて行う場合には、当該金額に106,800円を加算した金額)となる。また、当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、個人がその家屋の各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額となる。

表17-2 標準的な太陽光発電設備設置工事費用相当額
(略)

表17-3 特殊工事の標準的な工事費用相当額

特殊工事の種類	1単位あたり金額
(i) 安全対策工事	37,600円/kW
(ii) 陸屋根防水基礎工事	<u>44,000円/kW</u>

(iii) 積雪対策工事	27,800 円/kW
(iv) 塩害対策工事	9,000 円/kW
(v) 幹線増強工事	106,800 円/件

(4) (略)

(5) 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

租税特別措置法第41条の19の3第4項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成29年国土交通省告示第280号）に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

※ 令和4年国土交通省告示第727号により、一部の工事に係る令和5年1月1日以降に居住の用に供した場合の単価が改定された。右欄に括弧書きがあるものが改定が生じた工事であり、令和4年1月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合は括弧内の額、令和5年1月1日以降に居住の用に供した場合は括弧外の額により算出する。

平成29年告示第2項第1号イに掲げる工事	20,900 円	当該工事の箇所数
平成29年告示第2項第1号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	7,800 円	当該工事の箇所数
平成29年告示第2項第1号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	5,900 円	当該工事の施工面積（単位 m ² ）
平成29年告示第2項第1号ハに掲げる工事	47,400 円	当該工事の箇所数

(iii) 積雪対策工事	27,800 円/kW
(iv) 塩害対策工事	9,000 円/kW
(v) 幹線増強工事	106,800 円/件

(4) (略)

(5) 耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額

租税特別措置法第41条の19の3第4項に規定する耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成29年国土交通省告示第280号）に基づき、以下の表の左欄の耐久性向上改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じて得た金額（当該工事を行った部分に自己居住用以外の用に供する部分がある場合には、各工事ごとに算出した金額に自己居住の用に供する部分に係る当該工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

なお、複数の工事を行う場合は、それぞれに算定した工事ごとの金額の合計額が当該標準的な費用の額となる。

(新設)

平成29年告示第2項第1号イに掲げる工事	20,900 円	当該工事の箇所数
平成29年告示第2項第1号ロに掲げる工事（軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるものを除く。）	7,800 円	当該工事の箇所数
平成29年告示第2項第1号ロに掲げる工事のうち、軒裏に通気孔を有する天井板を取り付けるもの	5,900 円	当該工事の施工面積（単位 m ² ）
平成29年告示第2項第1号ハに掲げる工事	47,400 円	当該工事の箇所数

平成 29 年告示第 2 項第 2 号に掲げる工事	18,300 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 2 号に掲げる工事	18,300 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 3 号に掲げる工事	14,200 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 3 号に掲げる工事	14,200 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号イに掲げる工事	896,900 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 4 号イに掲げる工事	896,900 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ロに掲げる工事 (壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。)	12,800 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号ロに掲げる工事 (壁にビニルクロスを取り付けるものを除く。)	12,800 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	5,400 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号ロに掲げる工事のうち、壁にビニルクロスを取り付けるもの	5,400 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ハに掲げる工事 (床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。)	6,600 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号ハに掲げる工事 (床に耐水性を有するフローリングを取り付けるものを除く。)	6,600 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 4 号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	12,000 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 4 号ハに掲げる工事のうち、床に耐水性を有するフローリングを取り付けるもの	12,000 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 5 号イに掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 5 号イに掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 5 号ロに掲げる工事	2,400 円	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 5 号ロに掲げる工事	2,400 円	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 6 号に掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 6 号に掲げる工事	2,100 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 7 号イに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 7 号イに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 7 号ロに掲げる工事	11,300 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 7 号ロに掲げる工事	11,300 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 8 号に掲げる工事	27,800 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 8 号に掲げる工事	27,800 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 9 号に掲げる工事	3,900 円	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 9 号に掲げる工事	3,900 円	当該工事の施工長さ (単位 m)

平成 29 年告示第 2 項第 10 号イに掲げる工事	3,100 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 10 号イに掲げる工事	3,100 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 10 号ロに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)	平成 29 年告示第 2 項第 10 号ロに掲げる工事	12,700 円	当該工事の施工面積 (単位 m ²)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事 (共用の給水管を取り替えるものを除く。)	9,500 円	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事 (共用の給水管を取り替えるものを除く。)	9,500 円	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	<u>22,600 円</u> (32,000 円)	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号イに掲げる工事のうち、共用の給水管を取り替えるもの	<u>32,000 円</u>	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事 (共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)	9,800 円	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事 (共同住宅等の排水管を取り替えるものを除く。)	9,800 円	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管 (専用の排水管を除く。) を取り替えるもの	16,800 円	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の排水管 (専用の排水管を除く。) を取り替えるもの	16,800 円	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。) を取り替えるもの	15,600 円	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものを除く。) を取り替えるもの	15,600 円	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。) を取り替えるもの	<u>176,000 円</u> (49,200 円)	当該工事の施工長さ (単位 m)	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ロに掲げる工事のうち、共同住宅等の専用の排水管 (施工前に他住戸等の専用部分に設置されているものに限る。) を取り替えるもの	<u>49,200 円</u>	当該工事の施工長さ (単位 m)
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を床 (共用部の床を除く。) に設けるもの	25,000 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を床 (共用部の床を除く。) に設けるもの	25,000 円	当該工事の箇所数
平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井 (共用部の壁又は天井を除く。) に設けるもの	17,700 円	当該工事の箇所数	平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を壁又は天井 (共用部の壁又は天井を除く。) に設けるもの	17,700 円	当該工事の箇所数

<p>平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの</p>	<p><u>132,300</u> 円 (<u>51,400</u> 円)</p>	<p>当該工事の箇所数</p>	<p>平成 29 年告示第 2 項第 11 号ハに掲げる工事のうち、開口を共用部の床、壁又は天井に設けるもの</p>	<p><u>5,400</u> 円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>
<p>18. ～27. (略)</p>			<p>18. ～27. (略)</p>		
<p>(削る)</p>			<p>別表 1 <u>地域別断熱材の必要厚さ</u> (略)</p>		
<p>(削る)</p>			<p>別表 2 <u>地域別断熱材の必要厚さ</u> (<u>鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法</u>) (略)</p>		
<p>別表 1 <u>地域区分 (令和元年 11 月 16 日以降居住の用に供する場合)</u> (略)</p>			<p>別表 3 <u>地域区分 (令和元年 11 月 16 日以降居住の用に供する場合)</u> (略)</p>		
<p>別表 2 <u>改修を行うべき部位の組み合わせ</u> (<u>別表 1 の 1 及び 2 地域</u>) (略)</p>			<p>別表 4 <u>改修を行うべき部位の組み合わせ</u> (<u>別表 3 の 1 及び 2 地域</u>) (略)</p>		
<p>(<u>別表 1 の 3 地域</u>) (略)</p>			<p>(<u>別表 3 の 3 地域</u>) (略)</p>		
<p>(<u>別表 1 の 4 地域</u>) (略)</p>			<p>(<u>別表 3 の 4 地域</u>) (略)</p>		
<p>(<u>別表 1 の 5 及び 6 地域</u>) (略)</p>			<p>(<u>別表 3 の 5 及び 6 地域</u>) (略)</p>		
<p>(<u>別表 1 の 7 地域</u>) (略)</p>			<p>(<u>別表 3 の 7 地域</u>) (略)</p>		
<p>(<u>別表 1 の 8 地域</u>) (略)</p>			<p>(<u>別表 3 の 8 地域</u>) (略)</p>		

- ※1 (略)
- ※2 別表1の1地域から7地域において、「窓①[1]」は12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を、「窓②[2]」は同表の①ロの全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事を、「窓③[3]」は同表の①ハの全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事を、「天井[4]」は同表の②の工事を、「壁[5]」は同表の③の工事を、「床[6]」は同表の④の工事をいう。
- ※3 別表1の8地域において、「窓[1]」は、12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事をいう。
- ※4・5 (略)

別表3-1 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資物件に係る断熱等性能等級の対応

融資申込年度	等級2相当	等級3相当
昭和55年度～63年度	断熱構造化工事割増融資	
平成元年度	公庫融資の要件（別表3-2に掲げる地域については、断熱構造化工事割増融資を利用したものに限る。）	
平成2年度～平成3年度	公庫融資の要件	
平成4年度～平成8年9月		省エネルギー断熱工事割増融資
平成8年10月～平成10年度		次のいずれか ① 省エネルギー断熱工事割増融資 ② 基準金利適用住宅(省エネルギータイプ)
平成11年度～平成18年度		次のいずれか ① 省エネルギー住宅工事(一般型)割増融資 ② 基準金利適用住宅(省エネルギータイプ)
平成15年度～	フラット35の融資要件	—

- ※1・2 (略)
- ※3 別表3-3に掲げる地域に存する住宅のうち、平成13年度までに借入申込があった物件については、上表を適用できない。

- ※1 (略)
- ※2 別表3の1地域から7地域において、「窓①[1]」は12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を、「窓②[2]」は同表の①ロの全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事を、「窓③[3]」は同表の①ハの全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事を、「天井[4]」は同表の②の工事を、「壁[5]」は同表の③の工事を、「床[6]」は同表の④の工事をいう。
- ※3 別表3の8地域において、「窓[1]」は、12(1)の表の①イの全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事をいう。
- ※4・5 (略)

別表5-1 旧住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）融資物件に係る断熱等性能等級の対応

融資申込年度	等級2相当	等級3相当
昭和55年度～63年度	断熱構造化工事割増融資	
平成元年度	公庫融資の要件（別表5-2に掲げる地域については、断熱構造化工事割増融資を利用したものに限る。）	
平成2年度～平成3年度	公庫融資の要件	
平成4年度～平成8年9月		省エネルギー断熱工事割増融資
平成8年10月～平成10年度		次のいずれか ① 省エネルギー断熱工事割増融資 ② 基準金利適用住宅(省エネルギータイプ)
平成11年度～平成18年度		次のいずれか ① 省エネルギー住宅工事(一般型)割増融資 ② 基準金利適用住宅(省エネルギータイプ)
平成15年度～	フラット35の融資要件	—

- ※1・2 (略)
- ※3 別表5-3に掲げる地域に存する住宅のうち、平成13年度までに借入申込があった物件については、上表を適用できない。

<p>別表 3-2 平成2年度から断熱工事が住宅金融公庫融資の要件となった県 (略)</p>	<p>別表 5-2 平成2年度から断熱工事が住宅金融公庫融資の要件となった県 (略)</p>
<p>別表 3-3 断熱地域区分について、平成11年省エネルギー基準よりも緩和側で異なっていた地域（平成13年度まで） 以下の地域に存する住宅で、平成13年度までに旧住宅金融公庫融資の申込を行った物件については、早見表のみでは所要の省エネルギー性能（等級2相当及び等級3相当）の有無を判断することはできない。 (略)</p>	<p>別表 5-3 断熱地域区分について、平成11年省エネルギー基準よりも緩和側で異なっていた地域（平成13年度まで） 以下の地域に存する住宅で、平成13年度までに旧住宅金融公庫融資の申込を行った物件については、早見表のみでは所要の省エネルギー性能（等級2相当及び等級3相当）の有無を判断することはできない。 (略)</p>